

◎新潟県告示第961号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和7年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
土田 正	脳神経外科	土田脳神経外科医院	上越市鴨島1148	R7.8.29
古藤 恭生	内科・小児科	古藤医院	中魚沼郡津南町大 字外丸丁2249	R7.9.2
伊賀 敏朗	整形外科	中条中央病院	胎内市西本町12番 1号	R7.9.10
小山 隆	整形外科	こやま整形外科	五泉市駅前1－3 －31	R7.10.9